

古河市スポーツ協会 役員の旅費及び費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、古河市スポーツ協会（以下「スポ協」という。）役員等の旅費及び費用弁償（以下、「旅費等」という。）支給について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この規程の支給対象役員等とは、会長、副会長、常任理事及び幹事とする。

2 旅費等支給の対象経費は、スポ協会長の命により出席する会議、研修等及びスポ協役員の立場で案内のあった行事への参加に伴う経費とする。

(旅費等の種別及び額)

第3条 旅費等の種別及び額は、下記の区分とする。

| 種 別 | 要 件 | 金 額 |
|-----------------------|---|------------------|
| 自家用自動車 借り上げ料 | 自家用自動車等を利用して、市外に出張した場合。 当該車両等を所有する役員に支給する。 | 古河市職員の旅費規定に準じて支給 |
| 公共交通機関 利用料 | 該当役員に支給する。 | 実費相当額 |
| 有料道路及び 駐車場等使用 料 | 当該車両等を所有する役員に支給する。 | 実費相当額 |
| 会議及び研修 会等の負担金 | 該当役員に支給する。 | 実費相当額 |
| 祝賀会及び慰 労会等の会費 | 該当役員に支給する。 | 実費相当額 |
| 宿泊費 | 該当役員に支給する。 | 1泊8,000円を限度額とする。 |

(補 則)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が常任理事会の同意を経て、別に定める。

付 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

この規程は、平成28年5月26日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。